

將軍側近柳沢吉保の政治権力についての一考察

―対馬藩主宗義方との初対面を例に―

福留 真紀

はじめに

本稿は、五代対馬藩主宗義方が、元禄十年（一六九七）八月三日に、五代將軍徳川綱吉の側近「柳沢吉保へ初めて対面する過程を、その準備段階から後日の御札に至るまで、具体的に検討することにより、吉保の権力の一端を解明しようとするものである。

諸大名にとって、柳沢吉保との対面は、非常に意味のある重要な行為と考えられていた。その背景には、綱吉が將軍に就任した翌年の延宝九年（一六八一）に行われた、越後騒動の再審に象徴される綱吉の対大名政策があった。

「越後騒動」とは、徳川家康の二男秀康の血筋にあたる越後国高田藩松平家の家督相続をめぐる御家騒動である。四代家綱政権期に一度結論が出されたものの、その後も高田藩内に不満が残り続けたため、綱吉の再審がおこなわれた。綱吉は、家綱の判断に高田藩が納得しなかったことを、將軍の権威を傷つけたと捉えたため、騒動に関係した者の切腹・遠島、藩主松平光長の改易という、厳しい裁断を下した。

処分の対象は、藩内に止まらず、家綱政権で騒動の処理を担当した、当時の大老酒井忠清や老中久世広之の責任も問われた。二人は、綱吉の再審時には死去していたため、嫡男の酒井忠挙と久世重之が、

逼塞を命じられた²。綱吉政権期の始まりに、たとえ將軍家一門、幕府の要職を務める譜代大名であっても、厳しい処分を辞さないという、綱吉の大名政策の方針が示されたといえる。

つまり、新將軍綱吉は、御家を無事に次代へ相続させるという、大名家の最重要事項について、自ら主導し、不適切な場合には厳しく処断するのである。そのため諸大名は、御家を守るために、これまで以上に將軍の考えを理解し、その方針に添わなければならず、よって將軍綱吉の側近として最もその意向を知り、影響を与えることができる柳沢吉保と、良好な関係を築くことが必要、と考えるに至った³。その第一段階として、まずは吉保と対面し、その糸口を掴まなければならなかったのである。

これまで明らかにしてきた、大名の吉保への面会事例に、小田原藩主の大久保家を挙げることができる⁴。大久保家は、老中や若年寄を輩出する名門譜代大名の家柄だが、吉保に嫡男である大久保忠英（後の忠方）の対面を求めたことがある。その背景には、次のような事情があった。

大久保忠英の祖父忠朝は、家綱政権期の延宝五年（一六七七）七月二十五日から綱吉政権期の元禄十一年（一六九八）二月十五日まで老中を務めていた⁵。忠英の父忠増は奏者番、奏者番兼寺社奉行を経て、貞享四年（一六八七）十二月十八日に若年寄に任命されたが、病気により元禄元年八月二十七日に職を辞し⁶、奏者番就任後の天和三年（一六八三）十一月二十二日に得ていた一万石も、返還した⁷。大久保家が、次期当主となる予定の忠英と吉保の対面を希望したのは、祖父や父が退任後、つまり大久保家で老中・若年寄を務める者がいなくなった時期だったのである。このまま主要幕閣か

ら外されることを懸念しての、吉保への対面依頼だったと考えられる。

これについて、大久保家家臣山本角兵衛から柳沢家家老藪田五郎右衛門宛の「口上之覚」の抜粋から、具体的に見ていきたい。なお、年号は不詳だが、四月二十一日の朝、大久保家側が藪田を通して、吉保に忠英の面会を希望し、それについて、藪田はすぐに吉保の回答を大久保家に伝えている。「口上之覚」は、その返事である。

「史料一」

今朝、貴様迄申進候之趣、早速被仰上候由段々被仰聞候趣、委細致承知御尤至極奉存候、方々様方御逢被成度由、度々申来、其上御参府之御方々様并御暇被 仰出候御方々様ニ茂御逢被成度旨申来候得共、御壺人様江御逢被為遊候而者外江御断難被遊被為 思召候旨、御尤之御事ニ（大久保忠朝）加賀守・隠岐守奉存候、別而差懸申儀ニ而茂無御座候間、重而外様江御逢被為遊候御時節之御序ニ（忠英）伝吉郎御目ニ懸度奉存候間、内々貴様左様御心得被成被置可被下候、被入御念思召之段委細被仰聞、別而忝得其意奉存候、

吉保には、日頃から対面を希望する大名がいるのに加え、参勤交代で江戸へ出入りする諸大名が面会を申し入れていることがわかる。このように、普段から多数の大名たちが柳沢家に入出入りしていることは、諸大名が吉保の政治権力を高く評価していることを示している。そのため柳沢家側は、誰か一人に会ってしまうと、他が断

れなくなる、と述べ、この時点では大久保家の依頼を了承していない。つまり柳沢家は、名門譜代大名であるからといって、大久保家を特別扱いしていないのである。対する大久保家は、その回答に理解を示しつつも、特に差し迫った事情があるわけではないので、他大名との対面の折にでも会って欲しい、と再度依頼している。

この後、忠英がどのような形で吉保との対面に至ったかは、管見の限り、現存する史料から明らかにすることはできないが、この事例は、当時の大名家の対幕府対策の手法を、よく表しているといえよう。

さて、本稿で取り上げる、対馬藩主宗義方の事例は、その対面までの過程が、東京大学史料編纂所所蔵の「殿様初而柳沢出羽守様江御逢被成候覚書」⁹（これ以降「覚書」と略す）という一件史料に、詳細に見ることができるといえる。この「覚書」を中心に、「義方様御在江戸毎日記」（以降「毎日記」と略す）¹⁰にも目配りしながら、宗義方が柳沢吉保との初めての対面に至るまでを、具体的に明らかにしていきたい。

なお、これ以降、特に断りのない限り、引用する史料は「覚書」である。

一、宗義方の柳沢吉保との初対面への準備

まず宗義方が、五代対馬藩主に就任した背景について述べておきたい。

義方は、貞享元年（一六八四）に三代対馬藩主宗義眞の四男とし

て誕生した。元禄五年（一六九二）六月二十七日に、父義眞が隠居し、兄義倫が四代藩主に就任するが、義倫はその二年後の元禄七年（一六九四）九月二十七日に、二十四歳で病死した。そのため義方は、同年十一月二十五日に、わずか十一歳で家督を相続することになる。ここに対馬藩は、若年の藩主を失い、しかもその幼少の弟を相続させなければならぬという、非常事態を迎えたのである。そのため幕府より、朝鮮御用については、すでに隠居していた父義眞が務めるよう、命じられている。ちなみにこの点については、義方が十七、八歳ごろまで、義眞が務めることが、幕閣内で了承されているとわかる書状が、現存している¹¹。

義方は、藩主就任から三日後の十一月二十八日に、將軍綱吉に初御目見えしている。その後、同九年十二月二十二日に、従四位下侍従に叙任し、「対馬守」となる¹²。本稿で取り上げる吉保との初めての対面は、この後のこととなる。

宗家が吉保に、その件を申し出たのは、義方が十四歳の時である。「覚書」は、同十年七月二十一日に、老中阿部正武邸へ、対馬藩家老の杉村三郎左衛門¹³が訪問するところからはじまる。まず杉村は、阿部家家老の三沢吉左衛門と面談している。その際に、次のような口上書を持参していた。

「史料二」口上書

①一、柳沢出羽守様江御大名様方御出御対面被成之由及承候付而、
（宗義方）
対馬守儀未幼少ニ御座候故、何茂様江御逢被成候以後、懸御目候様ニ可仕と奉存相掟罷在候、然処ニ対馬守御並之御方様大方不残御逢被成候様ニ粗及承候、依之若年二者御座候得共、家督之儀ニ御座候

間、御序ニ懸御目候様仕度奉存候、弥致参上懸御目可然候哉、常々何事も奉得御指図御事ニ御座候故、貴様迄申達御序ニ豊州様被添御耳(阿部正武)弥懸御目可宜と被思召候者、内々出羽守様江可申込と奉存候、

② 一、井伊掃部頭様江茂、いつそ懸御目候様ニ可仕と奉存候、御老中様方御役被蒙仰候得ハ参上仕懸御目候故、小笠原佐渡守様江茂時(小笠原長重)分見合参上仕掛御目候様ニ可仕候、此段も御耳ニ被添置可被下候、
③ 一、去年者八朔ニ对馬守以名代御太刀馬代献上仕候、当年者五節句之御礼をも申上候故、八朔にも登城仕御太刀目録を以御礼可申上候哉、御差図次第御月番様江可奉伺之候、右之趣、御序次第宜被仰上被下候様尔对馬守申付候、以上、

宗对馬守内

七月廿一日

杉村三郎左衛門

三沢吉左衛門様

①によると宗家は、諸大名が吉保のところへ面会に出向いていることは把握していたものの、義方がまだ若年であることから、他の大名の後に、その機会を得ようと考えていたという。続いて、義方と同格の大名のほとんどが、面会を済ましていること。加えて、義方が若年であつても家督相続をしていることから、良い折にお会いしたいし、そうするべきではないか、と述べている。そして、老中阿部正武の判断を仰いだ上で、吉保に面会を申し込みたいとする。

ここで注目すべきは、このような案件を、最初に老中の阿部のところに持ち込んだことである。これは、阿部がこの時、朝鮮担当の老中であつたため、「常々何事も奉得御指図御事ニ御座候」とあることから、朝鮮御用はもとより、どのような案件についても、阿部

に指図を受けるといふ密接な関係を、両家が常日頃から築いていたことがわかる。よって、阿部に吉保との対面の是非について、判断を求めたと考えられる。宗家ならではの事情といえよう。

②を見ると、この際大老の井伊直該にも対面したい¹⁴、とし、老中にも、任命された際に面会する慣例があるので、同十年四月十九日に就任した小笠原長重への対面の希望も伝えている¹⁵。「いつそ懸御目候様ニ可仕」と、大老や老中への対面が、あたかも付け足しのように記されているところも、吉保の存在感を示しており、興味深い。

杉村は、この口上書の内容に加え、義方は幼少なので、津藩主の藤堂高久を同行させたいとの希望を伝えている。

三沢は杉村を、奥之間へ招き入れ、そのまま阿部の意向を聞くために奥へ入った。間もなく、問い合わせの内容は、すべて問題ないとの回答がもたらされた。

ここで、義方の同行者として藤堂高久が選ばれたのは、藤堂家と宗家が、親族関係にあったためである。つまり、義方の実父義眞の正室は、藤堂高久の実姉と丸亀藩主京極高和の娘であった¹⁶。加えて藤堂家は、吉保と強固な関係を築いていたため、宗家にとっては格好の存在であった。それを示す史料が、柳沢家家老藪田五郎右衛門の手による「永慶寺殿源公御実録」¹⁷に記されているので、次に示してみたい。なお、へ内は、原文では小字の注記である。

「史料三」

松平讃岐守へ頼常公・藤堂和泉守へ高久公、先酒井雅楽頭へ忠清公の御聳ルて御座候処、忠清公、御不首尾ニ付、頼常公・

高久公尔も御公辺御首尾悪敷御座候、然所、永慶寺様御取持ル
て御首尾能被為成、御成之節、度々御勝手詰被 仰付、御講
釈拝聞、御能拝見、御筆之物并品々御拝領物被成候、

つまりその背景には、藤堂高久の正室が、酒井忠清の娘だったこと
とがある。本稿の冒頭で述べた越後騒動再審の一件で、責任を問わ
れた大老酒井忠清の娘婿であることが影響し、綱吉政権当初には、
綱吉と藤堂家の関係は思わしいものではなかった。その両者を仲介
したのが、吉保だったのである。後に藤堂は、綱吉が柳沢邸へ御成
の際に、勝手詰¹⁸を頻繁に務め、綱吉の儒学の講釈や能を拝見し、
拝領品を下賜されるなど、状況は好転し、吉保とは入魂の間柄とな
った。それは、後世、実録物の『元宝莊子』に、「吉保に諂ふ輩大家
国主」として描かれるほどであった¹⁹。

阿部の許可が得られたことから、宗家は、翌二十二日に奥坊主の
水嶋意全²⁰を通じて、藤堂に同行を依頼している。この水嶋から、
藤堂の次のような返答がもたらされた。

「史料四」

被仰聞候通、委細致承知候、弥出羽守様(柳沢吉保)へ御逢被成候ハ、可然
存候、乍然出羽守様御事、今、外之御老中様方とハ訳も違候間、
疾と御了簡被成、追而御返答可被仰進、

藤堂は、同行に慎重な態度を示しているようだ。吉保は、老中と
は「訳も違」ので、面会については、よく考えるよう述べている。
つまり、吉保の立場は、幕府官僚である老中とは性質の違うものだ

から、同じく考えてはいけない、ということだろう。「史料二」②で述べられていたように、諸大名は、老中が就任した際に面会する慣例がある。つまり、条件が整いさえすれば、対面できる存在なのだ。それに対して吉保は、側近として將軍綱吉の代弁者とも言うべき立場である。しかも藤堂家にとっては、苦境を救ってくれた大恩ある人物で、これまで親密な関係を築き上げてきた。それを誇示する思いからも、面会はそう簡単にはいかない、と言いたいのかもしれない。

実は宗家側は、すでに阿部の内諾を得ていることを、二十二日の段階では、藤堂に伝えていなかった。そこで、あらためて翌二十三日に、水嶋を通じて阿部の賛同を得ていることを伝達している。それで藤堂は納得したのだろう。二十四日の水嶋を通しての返事は、同行を了承するものだった。ただし、対面の申し込みは宗家側で行い、それが決定してから連絡するよう、条件を付けている。

ひとまず藤堂の同行を取り付けた宗家は、続いて、柳沢家への働きかけをはじめめる。まず二十四日に家老の杉村が、柳沢家人の平野源左衛門²¹に面会を求め、二十五日に平野邸を訪問している。そして、七月二十八日の朝に、吉保への初対面の依頼をするために柳沢邸を訪問することが、許可されている。加えて、その際には御用頼の旗本が同道することと、杉村が義方より少し前に来ることが求められた。

杉村の帰宅後、宗家の次のような意向を、岡正左衛門²²を通して平野に伝えている。

此度ハ貴様御取持ニ而、此方恰合ニハ成程宜御座候へ共、
前々之格も御座候間、願ハ何も様御同前ニ御家老衆御出会御
取持被下候様ニ仕度存候、

つまりは、現時点の内々の打ち合わせの段階で、宗家にとっての柳沢家の窓口が、「用人」の平野であることは構わないが、儀式においては、「家老」の取次でないと、前例からも、格の上で差し支えるとして述べているのである。このような内容だからこそ、平野との対面時に直接申し出ることなく、帰宅後、岡を通しての依頼になったと考えられる。

特に家老の指名はないという宗家に対し、平野は、宗家の以前の家老と親交があつた曾根権大夫²³を推薦する。ただし、最近体調を崩しているため、別の家老になるかもしれないと断りつつ、問題がなければ曾根を引き合わせる、と回答した。

二十五日の「毎日記」の記事では、義方が藤堂邸を訪れ、柳沢邸への同道の御礼を伝えている。その際には、水嶋も同席していた。加えて義方は、二十三日に、阿部邸に招かれ、月の出仕日以外にも折にふれて登城し、將軍の御機嫌伺いをするように申し渡されたことを「御祝事」として報告している。つまりこの頃は、義方にとって、若年ながら一人前の大名として扱われるべき時期に来ていたのかもしれない。吉保との対面を申し出たのも、そのような時期であることを見計らつたことではないか。

杉村は、同日中に同じく家老の田嶋十郎兵衛²⁴と連名で、水嶋に、義方と藤堂の面会を仲介した御礼と、今後の段取りを記した書状を送っている。つまり、①二十八日の朝、義方が柳沢邸に面会を申し

込みに伺候する、②その際、杉村が供をして、義方の口上を柳沢家の用人へ伝える、③申し出が認められ、吉保が御会い下さるとの返答が得られれば、すぐに水嶋に連絡する、④柳沢邸訪問の日取りは、藤堂の都合で同行の日が決まると承知している、⑤日が決まり、義方へ通知があれば、そのことをすぐに水嶋に連絡する、という五点からなる内容で、藤堂への伝達も依頼している²⁵。

七月二十六日、杉村は、前日に岡を通して申し入れた件についての書状を、平野に送った。平野からは、病状が快癒したので予定通りに曾根に引き会わせることと、二十八日については、杉村は五ツ過、義方は五ツ半時に来訪するように、と伝えられた。翌二十七日、杉村から平野へ返信が送られている。

七月二十八日、義方と杉村は柳沢邸を訪れ、吉保との面会の依頼をしている²⁶。その際の義方の口上書は、次のようなものである。

「史料六」 口上

対馬守
(義方)

残暑之節ニ御座候得共、弥御堅固被成御座、珍重奉存候、様々私儀未懸御目候間、参上仕懸御目度奉存候、御隙之節御逢被下候ハ、忝可奉存候、此段為可申上致参上候、以上、

七月廿八日

また杉村は、義方より早めに柳沢邸を訪れ、式台で曾根と対面することができた。その後、お礼として鱸を一折送っている。

なお、「毎日記」によると、義方は柳沢邸からの帰り掛けに、吉保と同じく將軍側近²⁷の松平輝貞邸と、老中阿部正武邸を訪問してい

る。松平邸での用件は、「出羽守様御加増御拝領之為御祝詞」とあることから、同年七月二十六日に、吉保が二万石加増されたことについての御祝だろう。

その後、対面前日の八月二日まで、柳沢邸訪問に関する記述を、史料に見ることはできない。ただし、その間に八朔の登城があった。

これについては、七月二十一日付の対馬藩家老の杉村から阿部家老の三沢吉左衛門に宛てた口上書（「史料二」③）において、昨年、名代を立てて御太刀馬代を献上したが、今年は五節句の御礼も義方が自ら申し上げているので、八朔も義方が登城して、御太刀目録を献上し、御礼をしたい旨を申し出ていた。その際阿部は、月番老中に問い合わせるまでもなく、八朔も義方が登城するべきで、その件で疑問を呈する者がいたら、阿部の指図だと答えればよい、と回答している。

八朔の朝、義方は、藤堂へ使者を出し、「私儀、唯今罷出候、於御城可得御意」と伝えて登城した。江戸城での義方の様子は、以下の様であった²⁸。

「史料七」

柳之間江御居着被成、御礼被仰上候、御座所御礼之被成様等、
（藤堂高久）
和泉守様江御尋被成、諸事御差図被遊、暫有之而、御目付衆御出、何茂御通り被成候様ニと之御事ニ付、則大広間へ御通被成、御列之通松平越前守様御次ニ御持参太刀ニ而御礼、首尾能被仰上退出被遊ル、

つまり、江戸城においても、義方の儀式での振る舞いの指南役は

藤堂が務めていたのである。江戸城退出後、義方は、阿部正武・柳沢吉保・松平輝貞邸および、藤堂高久邸に御礼に訪れている。

八月二日には、杉村と平野の間で、翌日の対面の件で、書状のやり取りがあつた。藤堂の都合が悪くなった場合は、御先鉄砲頭の中山勝阜²⁹が同道する、などといった打ち合わせがなされている。

二、宗義方の柳沢吉保との初対面とその後

元禄十年（一六九七）八月三日、いよいよ義方は、柳沢吉保と対面する日を迎えた。その様子を具体的に、「毎日記」八月三日条から見ていきたい。

「史料八」

今辰上刻、和泉守様江御出、御同道二而、出羽守様江御出被成、

（藤堂高久）

（柳沢吉保）

暫有之而、出羽守様御出、和泉様御同前二御逢被成、殿様御

（宗義方）

直、公方様益御機嫌能被成御座、恐悦ニ奉存候、次御手前様、

（徳川綱吉）

御堅固御勤被成、珍重奉存候と之儀、被仰入、其跡ニ和泉守様、
旧冬御任官被仰出、難有被思召候儀等、御挨拶被成候、御座御
立被成候節、殿様御直ニ、今朝者御逢被成被下、忝奉存候、
御一頃者、御加増・御拝領被成、目出度奉存候由、被仰入、御
首尾好御勤被遊、御帰被成候、

まずは義方が、將軍と吉保の健康を寿ぎ、続いて藤堂が、義方に口添えするかのよう、「旧冬御任官」、つまり、前年の元禄九年

十二月二十二日に、義方が従四位下侍従に叙任されたことへの御礼を述べている。

それで一通りの挨拶が済んだようで、吉保が立ち上がったところで、再び義方が対面の礼と、同十年七月二十六日の吉保の二万石加増のお祝いを述べて、初めての対面は終わった。

以上のことから、吉保と義方が対面していた時間は、長いものではなかったと推測できる。それでも宗家が、このひと時を得るために、数々の願い出や打ち合わせを重ねて来たことや、これにより、その後の柳沢家との交際の状況が変わってくるだろうことを考え合わせる、大名側にとっての吉保の権力が、いかに強大なものだったかがわかる。その一方で、このあまりにも簡単な対面は、吉保の諸大名との交際の方針を示しているとも言える。そのことが見える記述が、次に示す、吉保の側室正親町町子の記した『松蔭日記』にある³⁰。

「史料九」

人のため、こゝろぐるしうおぼす事も、をのづからあるにまかせて、聞しめしいれんには、すべて限もあるまじ、又、さりとして、かたつかた、とりわきたらむも、御こゝろをきてにたがふべかんめれば、大かた、さるべき人々にも、わたくしには御たいめむなし、また、まれ／＼えさらぬ事にて、まみえさせたまふには、たゞ大かたの、おほやけしきさまにのみ、もてなし聞え給ふて、さしむかひては、いとこまかなる、わたくしの願などは、人もはゞかるべきさまし給へり、

つまり吉保は、何らかの便宜を図ってもらうことを望んで対面を申し込んでくる相手には、私的に会わないようにして、どうしても会わざるを得ない時には、公的な立場で応じ、相手が私的な願いを言い出せないような態度でいた、というのである。先に挙げた「史料四」の中で、藤堂高久が、吉保を老中とは「訳も違」とし、対面が簡単ではないことを示唆した中には、このような吉保の姿勢を鑑みた上で、親しい吉保を煩わせないように、はたまた親族の宗家を失望させないように、といった配慮も含まれていたのかもしれない。

今回の義方の場合は、初めての対面であり、何らかの具体的な要件を持ち込んで居るわけではないが、あっさりとした型通りの様子には、必要以上の関係性を築くまいとする、吉保の姿勢が見えてくる。吉保にとっては、諸大名からの働き掛けが多ければ多いほど、自らの政治権力の大きさをあらわしていることになるが、それを誇示することはなかったのである。そればかりか、自らの権力の大きさに当惑しているかのようにも見える³¹。

翌三日には、杉村から平野に、対面の仲介の御礼と、進物を贈るとの内容の書状が送られている。

その後、八月九日に、宗家は柳沢家に御礼の進物を届けている。吉保に対しては、宗家の使者として留守居の白水左兵衛が立ち、柳沢家側は吉田藤大夫³²が取り次ぎ、龍紋二〇巻と鱸一折を二つ贈っている。その事について「覚書」では以下の様に記している。

「史料十」

今度、諸御大名出羽守様(柳沢吉保)様江御逢被成候以後、御音物被遣候由

二付、殿様御事茂、頃日御出初而御対面被成候付、御並様方

方被遣候御音物之格承合、右之通被遣之、

つまり諸大名には、吉保に対面した後に、進物を贈る慣例があるので、義方の場合も、同格の大名に問い合わせ、その内容を決めたのである。また、吉保だけでなく柳沢家の家臣たちへも、馬廻の中原九郎右衛門が使者となり、進物を贈っている。その事情は次のようである。

「史料十一」

柳沢出羽守様(柳沢吉保)江今度諸御大名様迄御逢被成候付、御家頼江茂諸方方銀子・巻物等被遣候由ニ付、御並之通以御使者被遣之、銘々ニ御目録相添、御使者口上書一通宛相添、銘々長屋江持参仕ル、

柳沢家の家臣それぞれの長屋まで、目録と口上書を持参しているのである。

しかも、直接関与しなかった者も含め、家老と用人全員に進物を贈っている。「覚書」の中では、家老の曾根権太夫と用人の平野源左衛門の動向しか記されていないが、本件に関わった家老は曾根のほか藪田五郎右衛門³の名が挙がり、二人に縮面五巻と銀子五枚が、用人は、平野に縮面三巻と銀子三枚、望月勝右衛門³⁴に縮面二巻、銀子三枚が贈られている。彼らについては、「杉村三郎左衛門、前以近付ニ罷成居、出羽守様(柳沢吉保)江御逢被成候手筋等申談懸被申聞候而、取持被申候付、格之外ニ増被遣之」とあり、杉村が事前に関係を築き、吉保対面についての方法を相談し、取り持ってくれたため、本来の格以上の進物を贈っているのである。一方、今回の件に関与してい

ない、家老の萩沢源太右衛門³⁵と平岡宇右衛門³⁶には、銀子五枚宛、用人の秋田三右衛門³⁷・豊原権左衛門³⁸には、銀子三枚宛という「御並之通」の進物が贈られた³⁹。

この記事を最後に、「覚書」の記述は終わっている。

おわりに

以上、詳細に検討してきた五代対馬藩主宗義方の事例からは、大名が、將軍綱吉の側近である柳沢吉保との初めての対面をいかに重視し、親密な関係になることを望んでいた様子が、浮かび上がった。きた。

最後に、吉保と大名の関係、および吉保の政治権力について、これまでの研究も踏まえながらまとめておきたい。

諸大名は吉保との関係を利用し、家格維持・再興や、官位昇進運動の際には、その指南を仰ぐなどして、御家の存続に腐心している。一例を挙げれば、越後騒動再審の影響で、幕府内で不遇となった酒井忠清の嫡子忠挙がいる⁴⁰。

このように見ていくと、両者の関係は、大名側からの一方的なものに見えがちだが、そうではなかった。例えば、義方の指南役を務めた藤堂高久は、吉保の嫡男吉里が留守居を設置し、留守居仲間に入る際に、熊本藩主細川綱利と共に世話をしている。吉里は、元禄十四年（一七〇一）十二月二十一日に「外様四位の年藹の次第」に従うこととされ、同十五年十二月一日に侍従に叙任された際にも外様大名の順次に倣うよう命じられるなど、綱吉政権が終われば、外

様大名の扱いになるであろうことが予測できた。そのため、吉保は、藩の渉外担当である留守居を設置し、留守居仲間へ加入することで、政権交代後の柳沢家の環境を整えたのである。その為の手続きは、藤堂ら親しい外様大名がいてこそ、順調に進めることができた⁴¹。

また、本稿冒頭の大久保家の場合は、宝永二年（一七〇五）九月二十一日に忠増が老中となり、同三年二月二十一日に、忠英は吉保の養女幾姫と婚約し、両家は縁戚になる⁴²。その後、次の家宣政権になると、柳沢家の方が、老中の忠増を頼りとする様子が見られた。具体的には、家宣將軍就任時の、柳沢家の石高の書き替えに関することである。吉保は、宝永元年十二月二十一日に加増を受けて、駿河・甲斐両国に十五万石余を与えられるが、翌年三月十二日に、駿河の領地を甲斐に移されて、山梨・八代・巨摩の三郡を治めることになった。この時に内高は二十二万石余に増えていたが、前年に加増されたばかりということで、朱印状には「三郡一円」とのみ記され、石高の表記をせず、時期を見て実質の石高に書き換えることになった。しかし、綱吉は、それを果たすことなく死去したのである。

この部分を二十二万石余に書き替えなければ、国替えがあった際に、柳沢家は十五万石余として、扱われることになる。それを恐れる吉保は、家宣に書き替えを願い出るが、その際、忠増が柳沢家を擁護してくれたのである⁴³。ここに、將軍の代替わりで、それまでの地位を失う側近と、幕府官僚であるため、その立場を維持できる老中との違いが見える。

吉保は、綱吉の死後、自らの地位が保たれないことを見越して、次世代への保証という意味で、諸大名との関係を考えていたと思われる⁴⁴。

加えて、諸大名と柳沢家の関係には、他にも大きな問題が含まれていた。つまり大名側にしてみれば、吉保は、新興大名という自分たちより格下の存在であり、これまでの大名社会の階層秩序を乱す、成り上がりなのである。にもかかわらず、御家の存続という最重要事項のためには、そのような相手に、頼らざるを得ない現実があった。多くの大名が抱えていたそのジレンマは、文学作品や歌舞伎、講談などで描かれてきた、吉保の「悪徳大名」イメージの原因の一つになったと言える⁴⁵。

また、そのような部分に焦点が当たるため、あたかも吉保の政治権力が全能の様に見えがちである。しかし、吉保は、あらゆる政務において、その権力を発揮していたのではなかった。「江戸幕府日記」の分析から、吉保は、六代將軍家宣の側近間部詮房と比較すると、自ら政策を立案することより、老中の合議への参加が多いことが、明らかにされている⁴⁶。加えて、綱吉政権期のみが存在した、將軍の執務・生活空間である「奥」に所属し、能役者を中心に構成されている「廊下番」という役職の支配についても、職務上の指導や管理は行っていたが、その給与や住居、江戸城内の下部屋についてなど、いわば將軍直臣に共通する事柄については、旗本支配を職務とする若年寄が指示していたことがわかっている。つまり、例え綱吉が新設した「奥」の組織であっても、旗本支配は、若年寄の職務なのである。以上のことから吉保は、徳川幕府における組織の運営や日常的な政務処理の部分では、老中や若年寄のような幕府官僚組織の役割に踏み込むことはなかった、といえる⁴⁷。

吉保の政治権力は、無尽蔵に肥大化していたわけではなかったのである。大名側の視点ばかりに囚われると、そのような面は見落と

されがちになる事も指摘しておきたい。

本稿では、対馬藩主宗義方の事例から、將軍側近柳沢吉保との初めての対面を具体的に明らかにし、その意義を考えた。宗家は、先に示した、幕府内に老中・若年寄がいない状況を迎えた大久保家と同様に、幼少藩主と言う非常事態に置かれたため、御家の安泰のため、より熱心に、吉保へ対面を働きかけた点があったであろう。ただ宗家の場合は、朝鮮御用という固有の役務があるために、幕府との関係性に、他の多くの大名に見られないものがある。そのことが、初めての対面の手続きの過程に、どのように影響したのかは、朝鮮御用掛の老中阿部正武の関与以外は、管見の限り、現存の史料から明らかにすることはできなかった。

今後は、他の大名家の史料の探索にも努め、比較・対照することから、吉保と諸大名との関係の分析を深化させることを、課題としたい。

注

¹ 本稿中では、柳沢吉保、松平輝貞について、「側用人」ではなく、「將軍側近」と称する。いわゆる「側用人」については、八代將軍徳川吉宗政権期をはさみ前後で変質している。つまり幕府の公式記録に「御側御用人」の文言が出てくるのは、吉宗政権期後のことであり、綱吉政権期には、前任者の名を挙げて「○○並」「○○列」「○○同役」と記されている。加えて、経歴や石高も様々で、就任期間にも極端な差があり、就任・退任理由も綱吉の考え一つという様子があった。また、ほとんどの場合、將軍側近が就任の最後であることから、その立場が綱吉と密接な関係にあるといえる。よ

つてこの時期は、公的な役職とは見なし難いことから、「側用人」ではなく「將軍側近」と表している。詳しくは、①福留真紀『徳川將軍側近の研究』校倉書房、二〇〇六年、②福留真紀『將軍側近柳沢吉保 ―いかにして悪名は作られたか』新潮社、二〇一一年、を参照されたい。

2 福田千鶴『徳川綱吉』山川出版社、二〇一〇年。

3 前掲注1①②。

4 前掲注1①②。

5 『寛政重修諸家譜』第十一―三八二―四。

6 「大久保忠増記」(東京大学史料編纂所謄写本、架蔵番号 二〇四四―一九四)。

7 『寛政重修諸家譜』第十一―三八四。

8 「藪田家・佐竹家文書」(公益財団法人郡山城史跡・柳沢文庫保存会所蔵)。

9 「殿様初而柳沢出羽守様江御逢被成候覚書」(東京大学史料編纂所蔵、架蔵番号 宗家史料三―一八一)。

10 「義方様御在江戸毎日記」元禄十年(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、架蔵番号 日記類 B b―七)

11 義真から、大老の井伊直該、老中、將軍側近の柳沢吉保・松平輝貞に宛てた書状(長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵、架蔵番号 一一二二―三)。

12 『寛政重修諸家譜』第八―二六四―六。義方は、享保三年(一七一八)九月五日に三十五歳で死去している。義方には、村岡を名乗り家臣となった如喬のほか、彦千代、岩丸という男子がいたが、義方が亡くなった当時は幼少だったために、実弟で義真の六男である義誠が家督を相続した。しかし、その義誠も同十五年十一月六日に三十八歳で死去している。義誠には、義如、義蕃という二人の男子がいたが、幼少のため、彼らの叔父で義真の七男方熙が宗家を継いだ。宗家は若年で当主が亡くなるという事態がしばらく続いたのである。

¹³ 杉村倫久。組頭より元禄八年（一六九五）十二月に連判見習となり、同九年正月元日に江戸で連判となる（「対馬藩 覚書」。鈴木棠三編『対馬叢書第二集 対馬藩 覚書・御勘定所 田代覚書』村田書店、一九七六年）。

¹⁴ 元禄十年六月十三日に大老に就任した（『寛政重修諸家譜』第十二―二九九）。井伊への対面について阿部正武は、「御尤存候、是ハ等遅義ニ候」とこれまで会っていないのは、遅いぐらいだと述べている。大老の場合も、老中と同様に就任して間を置かずに対面するのが、慣習だったと考えられる。

¹⁵ 阿部正武は、小笠原への対面も認め、小笠原の月番が八月であるため、八月に入ってからが適当だと、助言している。

¹⁶ 『寛政重修諸家譜』第七―一七二、八―二六三、十四―二九五。

¹⁷ 大和郡山市教育委員会所蔵豊田家史料。元文五年（一七四〇）成立。柳沢吉保の行跡を後世に伝えるために作成された。吉保の孫に当たる当時の藩主信鴻に献上されている。

¹⁸ 「先詰」ともいい、將軍の御成の前に、御成先の屋敷の勝手に控え、將軍を迎えること。その多くは親族が務める。よって、そこに連なる大名は、縁戚関係になくても、柳沢家に身内同然にみなされていると解釈できるだろう。藤堂家と吉保の繋がりには、諸大名の中でも特別なものだったと推測できる（前掲注1①）。

¹⁹ 安永四年（一七七五）成立。神沢杜口『翁草（元宝莊子）』（『日本随筆大成（第三期）二一』吉川弘文館、一九七八年）。

²⁰ 『寛政重修諸家譜』には、「水嶋意全」という人物は見られず、「水嶋意休」（第二十一―二三九）が記されている。この人物は、奥坊主を務め、元禄十三年八月二十一日に束髪して廊下番に就任している。「全」と「休」は、「やす」「よし」「のり」など、共通する読み方があるため、「殿様初而柳沢出羽守様江御逢被成候覚書」に登場する「意全」と、『寛政重修諸家譜』の「意休」は、同一人物であると考えられる。

^{2 1} 「元禄七年分限帳」(『柳沢史料集成 第二巻 分限帳類集上』公益財団法人 郡山城史跡・柳沢文庫保存会、一九九三年)によると、四〇〇石取の「留守居」である。つまり、他藩との交渉役であったことから、宗家側が窓口としていると考えられる。

^{2 2} 「岡庄左衛門」とも。宗家側はこの人物を通して平野源左衛門とやりとりをしている。岡は『寛政重修諸家譜』にも柳沢家の分限帳類(「重臣略譜」「元禄三年分限帳」「元禄七年分限帳」「甲府御城主之節分限帳」。いずれも『柳沢史料集成 第二巻 分限帳類集上』に所載)にも名前を見ることができない。

^{2 3} 一五〇〇石取 筆頭家老(「元禄七年分限帳」)。

^{2 4} 田嶋成次。御印判より貞享二年(一六八五)二月三日に連判となる(「対馬藩 覚書」。前掲注13)。

^{2 5} この書状には「尚々、其元様江御用茂無御座候者、少々得御意度儀も御座候間、御立寄可被下候、左候ハ、懸合之料理進可申候、以上」との尚書がある。取次を頼んだ人物を簡単な食事でもてなしながら、内々の話をする様子に、武家社会の根回しの構造の一端を見ることが出来る。

^{2 6} 七月二十五日に平野が、御用頼の旗本の同道を指示していたが、当日誰が同行したか「殿様初而柳沢出羽守様江御逢被成候覚書」「義方様御在江戸毎日記」のいずれも記載がなく、確認することはできなかつた。

^{2 7} 前掲注1。

^{2 8} 前掲注10。

^{2 9} 御先鉄砲頭中山勝阜が、宗家の御用頼の旗本のようなのである。

^{3 0} 正親町町子著、上野洋三校注『松蔭日記』岩波書店、二〇〇四年。

^{3 1} 前掲注1②。

^{3 2} 一〇〇〇石取 目付(「元禄七年分限帳」)。

^{3 3} 六〇〇〇石取 家老(「元禄七年分限帳」)。「永慶寺殿源公御実録」の執筆者である。

^{3 4} 三〇〇石取 用人（「元禄七年分限帳」）。

^{3 5} 「元禄七年分限帳」では、「萩沢源太左衛門」。一〇〇〇石取家老。

^{3 6} 六五〇石取 家老（「元禄七年分限帳」）。

^{3 7} 三五〇石取 用人（「元禄七年分限帳」）。

^{3 8} 三〇〇石取 用人（「元禄七年分限帳」）。

^{3 9} この進物の内容については、比較できる大名の事例がなく、どの程度のものであったか論じることができない。ただ、吉保は、進物をむやみにとることはしなかったようだ。「永慶寺殿源公御実録」（前掲注17）によると、柳沢家家老へ、土佐藩主の山内豊房が梅ヶ香を、村上藩主の内藤式信が鯉について、老中にも希望されているので、吉保もどうかと、それぞれの江戸留守居役より献上を打診してきた時にも、吉保は、「右様之類、又ハ重キ品ハ所望いたさぬもの」として、断らせている。また、「御当代記」には、諸大名からの進物を受け取らないように、吉保邸の裏門に番人を置き、法外な賄賂を取っていた家臣は国元に送致するなどしていたことも記されている。吉保が、慣習での進物以上の物は、受け取らない姿勢を示していたことがわかる（戸田茂睡著、塚本学校注『御当代記——將軍綱吉の時代』平凡社、一九九八年）。

^{4 0} 福留真紀『名門譜代大名・酒井忠挙の奮闘』（角川学芸出版、二〇〇九年）。ほかに、堀新「岡山藩と武家官位——池田綱政の少将昇進をめぐって——」（『史観』第一三三冊、一九九五年）。岡崎寛徳「那須家再興・昇格運動と津軽信政・柳沢吉保」（森安彦編『地域社会の展開と幕藩制支配』名著出版、二〇〇五年）、白根孝胤「尾張藩における幕藩間交渉と城附・「取持」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』第二編、清文堂出版、二〇〇四年）など。

^{4 1} 前掲注1①②。

^{4 2} 「永慶寺殿源公御実録」（前掲注17）には、この縁組について「御懇成 御思召に被成御座候由」と記されており、柳沢家と大久保家の親密な関係が窺える。親族となつてから、大久保忠英は、綱

吉の柳沢邸御成で勝手詰を務めており、そこには祖父の忠朝まで加わっている。

^{4 3} 結果的には、家宣が出した朱印状には「拾五万千弍百八拾八石余」と書かれることとなり、吉保の望みは果たされなかった。

^{4 4} 前掲注1①。

^{4 5} 福留真紀「柳沢騒動 ―まぼろしの御家騒動―」（福田千鶴編

『新選 御家騒動 上』新人物往来社、二〇〇七年）。

^{4 6} 深井雅海『徳川将軍政治権力の研究』吉川弘文館、一九九一年。

^{4 7} 前掲注1①。

【付記】

本稿は、『長崎大学教育学部紀要 人文科学』通巻八一号（『長崎大学教育学部紀要』第一集）二〇一五年三月に、掲載された論文「対馬藩主宗義方と柳沢吉保」を査読の上、加筆、修正し、掲載されるものである。

加えて本稿は、平成二十二～二十五年度科学研究費 基盤研究A「宗家文書を素材とした分散所在大名家史料群の総合的研究」（JSPS科研費2242016、研究代表者・東京大学史料編纂所教授 鶴田啓）および、平成二十三～二十六年科学研究費 若手研究B「將軍側近から見た徳川幕府の政治構造」（JSPS科研費23720332）の研究成果の一部である。

また、長崎県立対馬歴史民俗資料館所蔵史料の閲覧においては、学芸員山口華代・古川祐貴両氏の御指導を賜った。末筆ながら記して感謝申し上げます。